一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置条例

（設置）

第１条　この条例は、高齢社会において、高齢者等が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう本町における高齢者保健福祉施策の推進のため、一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し、広く町民の意見を求めるため、一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査研究を行う。

(1)　老人福祉法第２０条の８に規定する老人福祉計画に関すること。

(2)　介護保険法第１１７条に規定する介護保険事業計画に関すること。

(3)　その他、高齢者の福祉、保健及び医療に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１４名以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　保健、福祉及び医療関係者

(3)　介護保険に係る被保険者代表

(4)　議会代表

(5)　その他町長が必要と認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定が終了した日までとする。

（役員）

第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（意見聴取等）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は、資料の提出を町長に求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

一宮町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員名簿

任期（平成 26 年 7 月 2 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

職　名	氏　　名	区　　分	備　　考
会　長	中　村　新一郎	学識経験者	前一宮町議会厚生常任委員会委員長
副会長	酒　井　定　男	学識経験者	特別養護老人ホーム一宮苑施設長
委　員	柳　澤　伸　子	学識経験者	一宮町ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連絡協議会長
委　員	鈴　木　信　雄	医　　療	茂原市長生郡医師会一宮ﾌﾞﾛｯｸ代表
委　員	町　田　裕　子	医　　療	茂原市長生郡歯科医師会代表
委　員	齋　藤　嘉　明	被保険者	一宮町老人クラブ連合会代表
委　員	三　樹　澄　江	被保険者	一宮町婦人会代表
委　員	小　嶌　とよ子	福　　祉	一宮町民生児童委員協議会代表
委　員	中　村　照　夫	福　　祉	一宮町身体障害者福祉会代表
委　員	古　山　利　幸	介護サービス等の事業者	一宮町柔道整復師代表
委　員	藤　原　國　次	被保険者	公募による
委　員	御園生　早　苗	被保険者	公募による
委　員	海老沼　　泉	被保険者	公募委員
委　員	東　條　利　枝	被保険者	公募委員